

解説 総合評価

大阪市における 総合評価落札方式と推進工法への適用

ふくにし ひろし
福西 博

大阪市建設局管理部
工事監理担当課長



1 はじめに

平成17年4月より施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」で、公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮において、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより確保されなければならないと規定されたのを受けて、大阪市では、平成19年度に試行的に総合評価方式による入札を開始しました。

ここでは、大阪市の総合評価落札方式試行の経緯と、その中での推進工法への適用事例について、紹介します。

2 大阪市における 総合評価落札方式試行の経緯

2.1 総合評価落札方式のスタート

大阪市では、総合評価落札方式を試行するにあたって、平成19年度に大阪市公共工事総合評価落札方式試行ガイドラインを作成しています。過去の職員が関係した競売入札妨害事件を受けて、特に不正行為の再発防止などのため、入札契約事務の公正性・透明性・競争性の向上に重点を置いた方式により試行をスタートさせています。

当初、ガイドラインでは、技術的な要素を加算評価する標準型においては、加算点の算出根拠を明確に説明できることに重点を置いて、技術提案による効果を金額換算できる評価項目のみ点数化できるものとして、予定価格と効果の換算額との比率に応じて加算する方式としていました。

なお、本市では、技術的な要素を加算評価する場合には、技術評価点（標準点100点＋加算点）を入札価格で割って評価値を出す、除算方式を採用しています。

また、技術的な工夫の余地が小さい工事に適用する簡易型では、入札価格のほかに、施工上配慮すべき技術的所見、企業や技術者の施工能力等を評価しますが、技術的所見が妥当であり、求める企業の施工能力、配置予定技術者の能力等について本市が求める基準を満たしていることを条件とし、当該技術条件等に適合した者の中で予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札をした者を落札者とする方式としていました。

このガイドラインにより、平成19年度から平成21年度までの3箇年に20件の総合評価落札方式を試行して

います。

【平成19年度】

標準型4件実施（うち2件は談合情報により入札中止）

【平成20年度】

標準型2件、簡易型6件実施（うち2件は入札者無し）

【平成21年度】

簡易型8件実施

このうち、推進工法については、平成21年度に2件を簡易型として試行しています。

2.2 ガイドラインの改定

このように、当初のガイドラインでは、恣意的な運用を避けることに重点を置き、簡易型については、業者の技術や能力が一定基準を満たすことを条件として、点数化は行わず、基準を満たした者の中で価格による競争としていました。

しかしながら、基準を満たさなければ失格となる技術審査方式では、入札参加機会を過度に狭め競争性を損なうことがないように、一定レベルの業者であれば失格とならないような比較的平易な条件しか設定できないため、技術力を適正に評価できない恐れがありました。また、一定の基準を満たして

いれば、それ以上の技術力や施工能力の優劣を問わずに、価格の最も低い者を落札者としており、価格以外の要素を適正に評価する総合評価方式とはいきませんでした。

一方、標準型においては、加算点の算出根拠を明確に説明できることに重点を置き、技術提案による効果を金額換算できる評価項目のみ点数化できるものとしていて、評価値として採用できる指標が見当たらず、点数化を行う総合評価落札方式の採用ができない事例がみられました。また、金額換算可能な評価項目が設定できたとしても、加算点は小さくなりがちで、加算点を得るよりも入札価格を下げる方が高い評価値を得やすいため、積極的な技術提案が得られにくいという意見もありました。

これらの課題を解決すべく、平成22年3月にガイドラインを改訂しています。

新ガイドラインでは、客観的に評価できる項目であれば加点できる簡易技術提案型を新設し、これに伴い、標準型においても、金額換算できないが客観的に評価できる項目の加算も可能としています。

また、地方自治法施行令の改正にあ

わせて、学識経験者の意見聴取について、総合評価適用の可否および特に必要とされた場合以外の落札者決定時の意見聴取は必要ないものとしています。

平成22年度には、2件の標準型を実施しています。

2.3 大阪市の総合評価方式のタイプ

新ガイドラインにおける総合評価落札方式のタイプは、次のとおりです。

(1) 簡易条件型

技術的な工夫の余地が小さい工事について、入札価格のほかに、施工計画等、業者の施工能力等を総合的に評価する方式で、評価は適否のみで点数評価はしない（旧簡易型）

(2) 簡易技術提案型

規模の小さい工事や施工上の技術的課題の少ない工事において、技術的な工夫や企業の施工実績、配置予定技術者の能力等を評価することにより、粗雑工事の発生リスクを回避し工事品質の確保を図る方式

(3) 標準型

技術的な検討の余地が大きく、より高度な技術提案を求めることが適切な工事に適用するもので、安全対策、交通や環境への影響等の技術的提案、施工計画、企業の施工能力等と入札価格を総合的に評価することにより、公共工事の品質向上を期待する方式

(4) 高度技術提案型

発注者が標準案を作成することができない場合や、複数の候補があり標準案を作成せずに幅広い提案を求めるのが適切な工事に適用するもので、施工方法に加えて工事目的物に係る提案を求める方式

3 推進工法への適用事例

大阪市において、推進工法に総合評価入札方式を採用した事例は、「南住吉～加賀屋幹線下水管渠築造工事（その7）」と「佃幹線下水管渠築造工事（その1）」の2例で、いずれも発注年度は平成21年度、総合評価のタイプは簡易型です。

3.1 工事の概要

「南住吉～加賀屋幹線下水管渠築造工事（その7）」は、大阪市南部地域の浸水対策事業として、下水道幹線および特殊マンホールを築造するもので、推進延長が長く、鉄道との交差もなっています（写真－1、2）。

①管渠推進工【密閉型推進工法（セミシールド工法）】一式

内径2,600mm 延長約800m

深さ約4m～7m

②マンホール築造 2箇所



写真－1 （南住吉加賀屋幹線-7）掘進機



写真－2 （南住吉加賀屋幹線-7）南海電鉄高野線交差